

第 12 回延岡市農業委員会会議録

(平成 30 年 5 月 28 日)

1. 開催日時 平成30年5月28日(月) 午前9:30から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1		2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11	吉本尚人	12	田口正幸
13	松田宗史	14		15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 2名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 12名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2		3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	
7	山田博敏	8	榎本毅	9	
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	
13		14	緒方武彦	15	
16	木村俊一	17		18	松原学
19		20		21	
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 75 号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定について
 議案第 76 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について
 議案第 77 号 農地買受適格証明願いについて
 議案第 78 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・市)
 議案第 79 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・JA)
 議案第 80 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 81 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)
 議案第 82 号 農地法第5条許可申請について
 議案第 83 号 非農地証明願いについて
 議案第 84 号 農地あっせん委員の指名について

- 報告第 39 号 農地法第4条届出について
 報告第 40 号 農地法第5条届出について
 報告第 41 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第 42 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 協議第 14 号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
 並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について(案)
 協議第 15 号 農用地利用配分計画(案)について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
局長	甲斐 祐逸	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
主査	黒木 政良	北浦産業建設課 主任主事	西村 武志	総合農政課 主事	市來 幸司

8. 会議の概要

議 長 (甲斐 副会長)	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日は原田会長が所用で欠席されますので、延岡市農業委員会規則第 16 条により代理で私が総会の議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、ただ今から第 12 回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局から出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>本日は委員総数 19 名中 17 名の出席を得ております。従いまして農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 3 番 井本みつよ委員と委員番号 16 番 佐藤純子委員の二人にお願いします。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 75 号の農地法第 3 条の規定による使用貸借権の設定についてから議案第 84 号 農地あっせん委員の指名についてまで議案 10 件、報告案件が 4 件、協議案件が 2 件となっていますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは議案第 75 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権の設定について提案いたします。</p> <p>なお、整理番号 1 番につきましては、委員番号 6 番 織田竜二委員と関連がございますので退室後の審議となります。</p> <p>織田委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(織田委員退室)</p> <p>整理番号 1 番の説明を委員番号 8 番 高橋正二委員よりお願いいたします。</p>
高橋委員	<p>おはようございます。委員番号 8 番の高橋です。1 番の案件についてご説明いたします。所在は平原町 3 丁目の畑から片田町の田まで、田 10 筆 8,705 m²、畑 3 筆 1,036 m²、合計 13 筆の 9,741 m²です。貸し人は平原町在住の 85 歳の方で借り人は小野町在住の 31 歳の方です。借り人の状況は 94,747 m²で労力人は 5 人、理由は後継者への経営移譲となっています。5 月 24 日に現地調査を行いました。申請者の借り人、甲斐安太郎推進委員と私の 3 人で、また、畑 1 筆につきましては片伯部農業委員に調査してもらいました。借り人は貸し人の孫にあたり、以前から作付していたとのことですので全ての農地について作付していました。地域との調和要件も問題なく、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。事務局より判断根拠の説明を申し上げます。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事務局の方で事前に調査済みで、問題ありませんでした。第 7 号の調和要件につきましては、ただ今、高橋委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとのことなので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、高橋委員と事務局から説明がありました。これより審議に入りたいと思います。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>

委員	異議なし
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 織田委員の入室をお願いいたします。
	(織田委員入室)
甲斐副 会長	続きまして議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による所有権の移転について提案いたします。 整理番号 1 番については、委員番号 2 番 私、甲斐が説明をいたします。 農地の所在は野地町 5 丁目の田 2 筆で 1,371 m ² です。譲渡人は春日町在住の 65 歳の男性の方で譲受人は天下町在住の 71 歳の女性の方です。譲渡人と譲受人は姉弟で今回贈与という形で申請があがっております。5 月 26 日に山田推進委員と 2 人で現地調査を行いました。地域との調和要件については問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。
高橋委員	続きまして整理番号 2 番について委員番号 8 番 高橋正二委員より説明をお願いいたします。 委員番号 8 番の高橋です。2 番案件についてご説明いたします。所在は片田町の田 1,018 m ² で、譲渡人は東京都八王子市在住の 55 歳の方で譲受人は瀬之口町在住の 52 歳の方、理由は贈与となっております。5 月 24 日に申請人の代理の方、甲斐安太郎推進委員、私と 3 人で現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は兄妹ということで、農地を所有している譲渡人は遠方に住んでいるため、管理ができないということで妹さんに贈与したいということです。現在、農地は妹さんが管理されており地域との調和要件も問題ないと判断いたしましたので皆様のご審議をよろしくをお願いいたします
議長	ありがとうございました。続きまして整理番号 3 番について委員番号 16 番 佐藤純子委員より説明をお願いいたします。
佐藤委員	委員番号 16 番 佐藤です。整理番号 3 番について説明いたします。農地の所在は古川町の畑 1 筆で 293 m ² です。譲渡人は古川町在住の女性で譲受人は同じく古川町在住の男性です。理由といたしまして経営規模拡大ということで、譲受人は高齢ですが息子さんと一緒にされていまして隣の畑も息子さんが耕作しておりました。5 月 27 日に推進委員の黒田さん、息子さん、私の 3 人で立ち会って調査いたしました。地域との調和要件については問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございました。続きまして整理番号 4 番について委員番号 12 番 田口正幸委員より説明をお願いいたします。
田口委員	委員番号 12 番 田口です。整理番号 4 番について説明いたします。所在は北方町美々地の畑 2 筆で 1,216 m ² です。譲渡人は愛知県在住の女性の方、譲受人は北方町美々地在住の男性の方です。理由としまして贈与ということです。このお二方は親戚関係で譲渡

	<p>人の方は高齢で今所在が愛知県になっていますが娘さんの所に完全に移転するという ことでその前に持っている資産を整理したいということでこのような形になりました。 地域要件等も問題なくやってもらっており、譲受人は息子さんと一緒にやられていると いうことで問題ないと判断しました。ご検討の程をよろしくお願いたします</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に判断根拠の説明を事務局よりお願いたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書の2ページから5ページになります。調査書の農地法第3条第 2項第1号から第6号までにつきましては事務局の方で調査済みで、4件とも問題はあ りませんでした。第7号につきましては、ただ今、各委員より説明及び現地調査の結果 報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとのことでしたので、農地法第3 条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。 ありませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第77号農地買受適格証明願いについて提案いたします。 整理番号1番につきまして、委員番号6番 織田竜二委員より説明をお願いたしま す。</p>
織田委員	<p>はい、委員番号6番の織田です。整理番号1番について説明いたします。 農地の所在は貝の畑町の田4筆3,760㎡です。申請人は野田在住の男性の方です。5 月25日に私と甲斐推進委員と申請人の方と現地調査を行いました。理由といたしまし ては農業経営規模拡大です。地域との調和要件も問題なかったのご審議の程をよろし くお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして整理番号2番については私の方で説明させてい ただきます。</p>
甲斐副 会長	<p>農地の所在地は天下町の田、2筆の1,823㎡です。申請人が天下町在住の方で所有者 は議案書に記載のとおりです。この農地につきましては3月と4月の定例会で同じ農地 買受適格証明願いであがってきてみなさんから承認を得ておりますが今回申請人が違 うということで再度提案をさせていただきたいと思えます。入札は2人からだったとい うこととなります。5月26日に山田推進委員と現地調査を行いました地域との調和要 件につきましては何の問題もないと思っております。今回の申請につきまして農業に対 する意欲経験とも十分でありますし農業経営規模拡大ということで申請があがってお りますが何ら問題はないと判断しておりますので皆様のご審議をお願いたします。</p>
議 長	<p>続きまして判断根拠の説明を事務局よりお願いたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書の6ページと7ページになります。調査書の農地法第3条第2</p>

	<p>項第1号から第6号までにつきましては事前に事務局の方で調査済みで、2件とも問題はありませんでした。第7号につきましては、ただ今、織田委員と甲斐壽徳委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないということです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただ今、各委員及び事務局から説明がありました。ここで審議に入りたいと思います。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。議案第77号につきまして承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認させていただきます。続きまして議案第78号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第78号 農用地利用集積計画の決定について説明を申し上げます。議案書は8ページから10ページとなります。貸し人や借り人等の詳細については議案書に記載のとおりで契約内容は5年の賃借権若しくは使用賃借権となっています。計画内容につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第79号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。なお、整理番号14番から17号につきましては、委員番号10番 片伯部芳徳委員、委員番号6番 織田竜二委員、委員番号17番 牧野博文委員とそれぞれ関連がございますので、退室後の審議とさせていただきます。それでは、整理番号1番から13番まで事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第79号 農用地利用集積計画（JA延岡分）についての整理番号1番から13番まで説明を申し上げます。議案書は12ページから14ページとなります。貸し人や借り人等の詳細については議案書に記載のとおりで契約内容は3年間から6年間の賃借権若しくは使用賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上ご審議をお</p>

	<p>願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。</p> <p>何かご意見、ご質問のある方はお願い致します。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事ですので、採決に入らせていただきます。整理番号1番から13番までについて承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして整理番号14番について審議いたします。片伯部委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(片伯部委員退室)</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第79号 農用地利用集積計画の決定について整理番号14番についてご説明をいたします。議案書は14ページとなります。貸し人は須美江町在住の男性の方で借り人は柚の木田町の農事組合法人です。農地の所在は須美江町で田が2筆の合計2,347㎡となっています。契約内容は5年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたが、ここで審議に入りたいと思います。</p> <p>何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。整理番号14番について承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認をさせていただきます。</p> <p>片伯部委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(片伯部委員入室)</p> <p>続きまして整理番号15番、16番について審議いたします。織田委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(織田委員退室)</p>

議 長	それでは事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 79 号 農用地利用集積計画の決定について整理番号 15 番、16 番について説明をいたします。議案書は同じく 14 ページとなります。貸し人は 2 件とも石田町在住の方々で借り人は小野町在住の男性の方です。農地の所在は小野町と石田町で田が 4 筆の合計 2,719 ㎡となっています。契約内容は 2 件とも 5 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議に入りたいと思います。 何かご意見、ご質問等があればお願いします。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、採決に入らせていただきます。整理番号 15 番、16 番について承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認をさせていただきます。織田委員の入室をお願いいたします。 (織田委員入室) 続きまして整理番号 17 番について審議いたします。牧野委員は退室をお願いいたします。 (牧野委員退室) それでは事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは同じく議案第 79 号 農用地利用集積計画の決定について整理番号 17 番についてご説明いたします。議案書は同じく 14 ページとなります。貸し人は小野町在住の男性の方で借り人は片田町在住の男性の方です。農地の所在は小野町で田が 8 筆の合計 5,424 ㎡となっています。契約内容は 3 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、整理番号 17 番につきまして採決に入らせていただきます。承認される方は挙手をお願いいたします。

委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 牧野委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(牧野委員入室)</p> <p>続きまして議案第80号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第80号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明いたします。議案書は16ページから21ページとなっております。貸し人は議案書に記載のとおりで借り人はすべて公益社団法人 宮崎県農業振興公社となっております。契約の内容は5年間または10年間の賃借権もしくは使用貸借権となっております。</p> <p>この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件となっております。計画の内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えています。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議に入りたいと思います。何かご意見、ご質問がある方はお願いします。
委員	異議なし
議長	異議なしという事ですので、早速、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第81号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案をいたします。この案件は所有権移転の分です。</p> <p>なお、整理番号3番については委員番号10番 片伯部芳徳委員と関連がございますので、退室後の審議となります。</p> <p>それでは事務局より整理番号1番と2番の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第81号 農用地利用集積計画の決定について所有権移転分の整理番号1番、2番をご説明いたします。議案書は23ページとなります。譲渡人や譲受人、農地の所在、契約内容等の詳細については議案書に記載のとおりとなっております。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議に入りたいと思います。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし

議 長	異議なしという事ですので、採決に入らせていただきます。整理番号1番、2番につきまして承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして整理番号3番について審議をいたします。片伯部委員は退室をお願いいたします。
	(片伯部委員退室)
	それでは事務局より整理番号3番の説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第81号 農用地利用集積計画の決定について所有権移転分の整理番号3番をご説明いたします。議案書は24ページとなります。譲渡人は宮崎市在住の男性の方で譲受人は浜町在住の男性の方です。農地の所在は稲葉崎町2丁目で田が3筆の2,137㎡です。契約内容等の詳細については議案書に記載のとおりです。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議に入りたいと思います。何かご意見、ご質問等はございませんか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事ですので、採決に入らせていただきます。整理番号3番について承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 片伯部委員の入室をお願いいたします。
	(片伯部委員入室)
	続きまして議案第82号 農地法第5条許可申請について提案をいたします。この案件は県に進達する分です。 それでは整理番号1番につきまして委員番号13番 松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松田委員	委員番号13番 松田です。先日25日に私と松田純二推進委員、事務局とで現地調査を行いました。(議案の)図面の斜線の部分になりますがこの細い部分は、前の人と共有地にして新しく道を広げるといことです。奥の方の三角の部分は駐車場にすることで現況は藪地というような状態でした。隣近所に影響があるようなものは何もなく許可相当だと思っております。以上です。
議 長	ありがとうございます。続きまして、「農地区分」について事務局より説明をお願い

	いたします。
事務局	はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番につきましては第2種農地となっております。付近に第3種農地もないことから立地基準に問題ありませんでした。また都市計画法、道路法などの他法令での許認可の有無、資力、排水計画、転用の実効性など勘案しても一般基準に問題はありませんでした。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。
議長	ありがとうございました。ただ今、松田委員と事務局より説明をしていただきましたが早速審議に入りたいと思います。何かご意見、ご質問等はありませんか。 ございませんか。
委員	異議なし
議長	はい、異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達をさせていただきます。 続きまして議案第83号 非農地証明願いについて提案いたします。 整理番号1番につきましては、委員番号11番 吉本尚人委員より説明をお願いいたします。
吉本委員	はい、11番 吉本です。1番の案件について説明いたします。農地の所在は北方町うそ越の畑2筆の1,801㎡です。5月21日に申請人は仕事で立会しませんでした。私と福谷推進委員、農地部会の菊池委員と現地調査を行いました。以前はこの土地でみかんを栽培していたということですが、次のページの図面にありますようにこの北面が竹林で南面が雑木という形になっておりまして畑に戻すのは困難だと判断いたしました。ご審議の程をよろしく願います。
議長	ありがとうございました。ただ今、吉本委員より説明をしていただきました。ここで審議をお願いいたします。ご意見、ご質問のある方はお願い致します。
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので、採決に入らせていただきます。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございました。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第84号 農地あっせん委員の指名について提案いたします。この案件につきましては既に事務局と協議しておりましてその結果を報告させていただきます。整理番号1番については、委員番号8番 高橋正二委員と最適化推進委員の甲斐安太郎委員の2名にお願いします。続きまして整理番号2番については、委員番号17番 牧野博文委員と最適化推進委員の矢山慶夫委員の2名にお願いします。整理番号3番については、委員番号1番 原田博史委員と最適化推進委員の梅田稔夫委員をお願いしたいと思います。みなさんよろしいでしょうか。
委員	異議なし

議 長	<p>ありがとうございます。みなさんの了解をいただきましたので指名された6名の委員の皆様はよろしくお願いたします。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。</p> <p>報告第39号農地法第4条届出についてです。この案件は自己所有の農地の転用です。議案書の34ページに記載されております。全部で3件の届出があり、田が2筆の311㎡、畑が2筆の244㎡合計4筆の555㎡となっています。</p> <p>続きまして報告第40号農地法第5条の届出です。この案件は所有権、賃借権及び使用貸借権を伴った農地転用です。議案書の36ページと37ページに記載されております。全部で11件の届出があり、田が9筆の2,801.5㎡、畑が8筆の1,284㎡、合計17筆の4,085.5㎡の転用となっています。</p> <p>続きまして報告第41号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。この案件は合意解約の分です。議案書の39ページに記載されております。5件の届出があり、田が14筆の11,733㎡となっています。</p> <p>続きまして報告第42号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の41ページから43ページに記載されております。7件の届出があり田が34筆の18,111㎡、畑が17筆の6,207.61㎡、合計51筆の24,318.61㎡となっています。内容は記載のとおりです。</p> <p>また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>ないでしょうか。</p> <p>ないようですので、続きまして協議第14号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について（案）」を事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>協議第14号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について（案）」についてご説明をいたします。この案件につきましては、平成22年12月の農林水産省からの農業委員会の適正な事務実施についての通知が行われております。その中で活動の点検、評価及び目標とその達成に向けた活動計画を策定するということになっております。今回事務局が案を作成いたしましたので委員の意見を伺いながらその後ホームページに掲載し最終的には6月末までに国に報告することとなっております。それでは内容につきましてご説明いたします。</p> <p>45ページをお開きください。45ページのⅠ農業委員会の状況で農業の概要に面積等が載っています。これらについては、下の※印に書いてあるとおりとなっております。遊休農地の面積については26haということですが、28年度に利用状況調査した結果が26haということになっております。農地台帳面積につきましては3,124haとなっております。その下の総農家数、農業就業者数につきましては、農林業センサスの数字に基づいて出しております。これにつきましては5年おきに調査がありますので、2020年になりましたら調査がまた行われ、数字が変わってくると思われま。今、認定農業者につきましては、29年3月末現在184人、認定新規就農者数が3人、集落営農組織が2組織、これは北方町の曾木地区と打扇地区の2地区となっております。農業委員会の現在の体制につきましては旧制度、新制度と人数を分けております。次に46ページのⅡ担い手</p>

	<p>への農地の利用集積・集約化ということで、平成29年3月現在が325.2ha、平成29年度につきましてそのうち新規実績が22.6ha、集積実績は347.8haになっております。47ページⅢ新たに農業経営を営もうとする者の参入者数につきましては平成29年度の目標数が3経営体、参入目標面積が0.9haですが、実績は4経営体、参入実績面積は1.3haとなっております。48ページのⅣ遊休農地に関する措置に関する評価ですが、平成29年3月現在遊休農地面積は26haで管内農地面積の0.91%となっております。平成29年度の目標及び実績につきまして、解消目標は15ha、解消実績は12.6haで達成状況は84%となっております。下記につきましては利用状況調査の活動計画と活動実績ということで記載しております。49ページのⅤ違反転用への適正な対応ということで管内の農地面積2,830haのうち、違反転用面積は7.4ha。平成29年度の実績は2.1haとなっております。次の50ページからですが、これにつきましては定例会の方で出されています農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、農地所有適格法人からの報告への対応、情報の提供等まではそれぞれの実績を掲載しています。53ページの平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきまして、農家・農地等の概要については平成29年度と変わっておりません。農業就業者数も変わっておりません。認定農業者数が183から178となっております。認定新規就農者が3から4、集落営農組織はそのまま2組織となっております。下の表、遊休農地面積が20haでこれにつきましては29年度に利用状況調査を行った結果の面積が20haとなっております。農地台帳面積は3,105haです。2番目の農業委員会の現在の体制は今の農業委員の定数となっております。次の54ページの担い手への農地の利用集積・集約化につきまして、これまでの集積面積が347.8haで集積率は12.5%となっております。平成30年度の目標及び活動計画としては新規集積面積を15ha、集積面積計を362.3haと計画をしております、これにつきましては昨年9月に策定しました農地利用最適化の指針に基づいて作成しております。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の平成30年度の目標及び活動計画につきましては参入目標数が3経営体、参入目標面積は0.9haというふうに考えております。55ページの遊休農地に関する措置につきましては昨年が20ha、管内の農地面積が2,810haの割合が0.71%で、平成30年の利用状況調査につきましては8月から調査を行いまして遊休農地の解消認識を更に図るというふうに考えております。Ⅴの違反転用への適正な対応については、管内の農地面積が2,790haで、違反転用面積は7.5haとしています。平成29年度、30年度につきまして、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入、特に集積と新規参入は、農業委員会だけではなかなか難しいものがありますので、JAや総合農政課、普及センター、振興局等を含めていろいろ協議をしながら対応していきたいと考えております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして協議第15号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総合農政課職員	<p>総合農政課より協議第15号について説明させていただきます。本件は議案第80号の農用地利用集積計画の案件で提出された農地中間管理機構分の集積計画の配分計画（案）になっています。添付の様式第7号ー2農用地利用配分計画（案）のとおり田が79筆30,328㎡について、出し手19名から受け手3名、1法人への配分で考えております。今回の案件につきましてはすべて個別案件での集積及び配分計画の案となっております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、総合農政課より農用地利用集積計画について説明がありました。それでは、説明内容についてご質問はありませんか。 牧野委員。</p>

牧野委員	委員番号 17 番の牧野です。配分計画の 152 番くらいから使用貸借が 5 年の方がかなりありますが今までは 10 年と聞いていましたがどんな感じなのでしょう。
総合農政課職員	基本的には期間が 10 年で 15 年の方もおられます。5 年というのは基本的に亡くなられた方、未相続農地が対象の場合、過半の同意が得られれば 5 年の契約ができます。相続の方すべての同意が得られれば 10 年の契約ということになっております。基本的に 10 年ですがどうしてもご本人の都合で 5 年がいいと言えれば 5 年も可能です。基本的には 10 年、未相続農地の過半同意であれば 5 年という形でやらせていただいてあとは出し手と受け手の方と私の方で相談させていただいて期間を 10 年もしくは 5 年で設定しております。使用貸借で賃料が 0 のパターンも出し手と受け手とで話をさせていただいて使用貸借でいいということであれば使用貸借であげさせていただいています。
牧野委員	相続で同意が得られなかった場合の半分以下の場合は 5 年でも可ですか。
総合農政課職員	過半の同意が得られないと貸借自体ができないです。4 人いれば 2 人、5 人いれば 3 人の同意があれば 5 年。全員の同意があれば 10 年で、15 年もありますが、基本 10 年でお願いしているところです。
議長	はい。他には、 松原委員。
松原推進委員	教えていただきたいのですが、小さな田んぼを公社の方でいっぱい借りて農事法人いがたに貸していますが、いがたはその小さな田んぼを大きな田んぼにしてやっているのですか。それとも小さな田んぼのままやっているのですか。畦を壊してもいいという了解の元でやっているのでしょうか。
総合農政課職員	今の質疑ですが出し手の方のご依頼は畦をはずしてもはずさなくても、実際利用権の設定をしているので公社が貸し出しをしていてその期間については受け手、今回であれば、いがたさんが貸借の時にどのように使いますと話しがついていけば契約上は問題ないです。実際、ある程度小さい所を借りて畦をはずしてしまって大きな筆にしてやるというパターンがよその市町村とかでも多いようです。農地中間の担い手への集積の目的ですので登記上とか農地台帳上では小さな筆だけれども大きくしてやるというパターンが多いと聞いています。
議長	よろしいでしょうか。
松原委員	はい。
議長	それでは、時間となりましたので、以上を持ちまして第 1 2 回 定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。
<p>次回定例農業委員会 6 月 28 日 (木) 午前 9 時 30 分～ 本庁舎 2 階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

副会長 甲 斐 壽 徳

3 番 井 本 みつよ

16 番 佐 藤 純 子